

第五十一回国会 衆議院 文教委員会 議録 第十二号

昭和四十一年三月二十三日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 上村千一郎君

理事 谷川 和穂君

理事 八木 徹雄君

理事 長谷川正三君

大石 八治君

熊谷 義雄君

床次 徳二君

橋本龍太郎君

高橋 重信君

横路 節雄君

出席國務大臣

文部大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

警視總監 日原 正雄君

長官 津田 實君

検事長 安嶋 彌君

文部事務官 杉江 清君

文部事務官 天城 勲君

文部事務官 安嶋 彌君

文部事務官 杉江 清君

文部事務官 天城 勲君

文部事務官 安嶋 彌君

文部事務官 杉江 清君

文部事務官 天城 勲君

文部事務官 安嶋 彌君

文部事務官 杉江 清君

文部事務官 天城 勲君

文部事務官 安嶋 彌君

文部事務官 杉江 清君

文部事務官 天城 勲君

文部事務官 安嶋 彌君

文部事務官 杉江 清君

文部事務官 天城 勲君

文部事務官 安嶋 彌君

文部事務官 杉江 清君

文部事務官 天城 勲君

三月二十三日

委員船田中君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。

同日

本日開議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

文教行政の基本施策に関する件(公立学校共済組合に関する問題)

〇八田委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

〇八田委員長 この際諮りいたします。

公立学校共済組合に関する問題について、本日、公立学校共済組合理事長田中義男君、公立学校共済組合監事赤堀正雄君を参考人としてその意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

〇八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〇八田委員長 この際、法務省刑事局長より発言を求められておりますので、これを許します。津田法務省刑事局長。

〇津田政府委員 去る三月十六日の当委員会におきまして、高橋委員の御質問に対しまして、これは、共済組合の公金を個人名にする問題がどうかという御質問であります。その際私は、所管事項の關係から、当然刑事法上の問題を申し上げたわけでありましたが、速記録を拝見いたしますと、法

律上差しつかないという趣旨になっておりますが、私は法律上と申したと思いますが、それは私の所管事項の關係から刑事法上の意味であります。しかしながら、前後の關係から、当然そういうふうに御解釈願えると思ひますけれども、この際刑事法上であるということをはつきり申し上げておきます。

○八田委員長 次に、質疑の通告がありますので、これを許します。横路節雄君。

○横路委員 そうすると、なお問題は残りました。最初にお尋ねしておきますが、あなたは、刑事局長は高橋君の質問に答えて、この点は高橋君の考え方であるのですが、「法務局の刑事局長さんが来ていらつしやるんですが、公金をそういふ個人名にしている、また、個人名にしたと同時に責任というものが成り立つというふうに聞いておるわけですが、この見解はどうでしょうか。」そこであなたは、責任とか横領とかということとは別に聞きますが、あなたは預かる方法として、自分の名前で預金することは、法律上は差しつかえない、こう言っている。私はおかしいことをおっしゃるものだと思う、その点についてさらにお尋ねをした。そうしたらあなたは、私の質問には、どのポケットに入れようと、どのロッカーに入れようと、それは差しつかえないのだ、保管方法の一つであることは間違いないのだ、こう言つたのです。あなたはそれから考えになられて、刑事上の問題はこれから聞きますが、それは別だ。しかし私がこの間言つたいわゆる会計法上とかいふ法律があります。そのことを言つたのではない、こういうことですね。会計法上とか予算決算會計令とかいわゆる出納官吏事務規程とか、これから私が聞く地方公務員等共済組合法とかそういういろいろな法律、そういうものには違反しているかもしれない。しかしそれは私は言つたのじゃないのだ、こういう意味なんですね。その点はつきりしておいてください。

○津田政府委員 私の所管事項は、主として刑事問題でありますので、刑事法上差しつかないと申し上げることはその意味でございします。しかしながら、そのときこの委員会でも申し上げましたとおり、法律上あるいは他の問題が起ることは別問題だ、あるいは規律上の問題が起ることは別問題である、かように申し上げたわけですね。ただこの際は、公金という性質が、抽象的な問題として私は申し上げたつもりでございします。具体的事件の内容はわかっておりますので、抽象的な公金、公金という議論であつたわけでありまして、その公金にもいろいろあります。公立学校共済組合の公金もあれば国の公金もある。それによつて、それぞれのつまり規律する法律で違つておられますから、一がいにとつてということでは申し上げられませんが、私は所管でありませんので申し上げられませんが、もしも具体問題となれば、これはやはりそれが刑事法上違法と推定される問題かどうかということになります。これは私の所管になつてまいりますから、具体問題に關連しては他の法律といへども私はお答えいたさなければならぬと思ひますけれども、その間は抽象的な議論でございしたので、私は刑事法上の範圍で申し上げるのが相当と思ひましたし、その趣旨で申し上げたわけでございます。

○横路委員 刑事局長ね、あなたは一般的に公金といへば国の金もあるし、あるいは共済組合の金も公金です。一般的に公金です。それをあなたはどのロッカーに入れてもいい、どのポケットに入れてもいい、横領の意思さえなければいいんだ、どういふ預金のしかたをしてもそれは法律違反ではない、このことはあなたは間違ひです。どのロッカーに入れてもいいんだ、どのポケットに入れてもいいんだ。だから私があのとき何べも指摘したように、きちつと印鑑を持ち、その会計の長たる、あるいは出納官吏の印鑑をもつて入れる口座、そのほか個人名義の口座なんていうものがあり得るはずはないのでしょ。この点だけははつきりお認めになつておいてください。そうでなければ議論は展開しないです。そのことだけはあり得ないです。その点はどうなんですか。

またその点は、どのロッカーに入れようと、どのポケットに入れようと、ということには、もう一べん言ひますよ。いわゆる会計の責任者たる印鑑を届け出をしたその口座、そこにしか入れることができない。それをそこからおろしてきて俸給日にその役所の金庫の中に一時入れておくことはできても、別に自分の名前で、横路節雄なら横路節雄という認めて預けておくことはできないのです。そのことだけははつきり認めなければ、これからまた前に進められないです。その点だけは刑事局長、あなたは専門家だからお認めになるでしよ。その点だけははつきりしておいてもらわなければ、これから議論が進展しないです。

○津田政府委員 ただいまのお話でございします。会計法規といふことになれば私の所管外でございしますから、抽象論としては申し上げるのが適当でございせんから申し上げないわけでございますけれども、たとえば出納官吏事務規程の三条にありますが、「出納官吏がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならぬ。但し、特別の事由のあるときは、自己の責任をもつてこれを郵便局若しくは確実な銀行に預け入れ、又は資産信用のある者にその保管を託し、その他適当な方法によりこれを保管することができる。」こういうことがございします。個々の保管方法を具体的にきめてございせんので、この意味におきましてはどういうことができるといふことは、おのずから常識でございします。私の感じでございします。これは会計法規の問題でございしますから、具体的事件になりますれば、私も解釈をいたしますけれども、抽象的な議論として私の所管外のことであるということをおろかじめ申し上げながらこれを申し上げる次第でございします。

○横路委員 その出納官吏事務規程の第三条だけを言つたのではだめなんです。まずその根本の法律は、会計法、それから予算決算及び會計令、それから出納官吏事務規程にありまして、そこで第

二十七条を受けているわけです。第二十七条を言わなければならぬのです。第二十七条はどうなつてゐるかといふと、「日本銀行所在地に在動する資金前渡官吏は、その保管に属する現金を、その地の日本銀行に預託しなければならぬ。」のです。「ならない」のです。二十五条はどうなつておるか。「資金前渡官吏は、日本銀行に資金を預託しようとするときは、照合のため、その印鑑に資格及び官職氏名を記載し、これを預託先日本銀行に送付しなければならぬ。」銀行に預けておくのです。そこで、俸給日になつておろしてきた。おろしてきたものをすぐ自分の机の中へ入れたらポケットの中へ入れたらしてはだめなんだ。それを役所にある金庫の中へ入れておきなさいといふことなんだ。それが第三条に、「出納官吏がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならぬ。」とある。これは、そのことをいっているのです。持つてき入れろのだ。あなたが言っているのは第二十七條で、「但し、常時小口の現金支払を必要とする場合において、大蔵大臣の定める金額の範圍内については、この限りでない。」なんという場合にはこれはどうかといふと、毎日、三万とか五万とかそういうのは、やっぱり出納資金前渡官吏がその金を持つて歩かなければならぬから、それは郵便局に預ける、あるいはその銀行に預けて、そこからおろして夕方払つてやるのだ。あなた、そんな第三条だけを引つぱり出して言つたのではだめなんです。第二十七條から順々にものは成り立つてゐるのです。いいですか、刑事局長、よくは、あとでもつと法律に専門的なことをあなたと議論しますから、いま、このことだけ言つておきます。これはよくは詳しく調べたんです。しかも、この点については、會計検査院の諸君を呼んで調べたんです。會計検査院はこんなことができるのか。絶対にできません。こんなことができるわけがないのです。

そこで、地方公務員等についてやりますよ。今度は、田中さん、あなたにも関係するし、文部大臣にも関係しますから、よく聞いてください。

地方公務員等共済組合法の第三十條の第五項に、「主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。」そして、地方公務員等共済組合法施行規程がございまして、その第三十九條——刑事局長、そこまでお調べにならなかつたでしよう。お調べになつていたら一緒にいらなかつたでいい。お調べに

第三十九條の第二項「會計單位の長は、取引金融機關に自己名義の預金口座又は貯金口座を設けなければならぬ。」自己名義とはどうなつてゐるか。第四十條を受けて、「取引金融機關に登録する登録印鑑は、會計單位の長の印鑑と出納主任の印鑑との組合せとしなければならぬ。」きつと二つこういふふうになつてゐる。地方公務員の金については、會計單位の長と出納主任の印鑑との組合せで届けられたものでなければならぬ。それが、岐阜県の教育長である共済組合の支部長が自分の名義個人名義で預けておる。片一方は、その會計の長の責任の口座に入れておく。何でそんなことが出来ますか。刑事局長、今度はおわかりでしよう。こういうふうになつてゐるんですよ。

きょうは説明員だけれども、行政局の福利課長、私はあなたにきくの電話で確かめてある。ここでもさか間違つたことを言わないだらうけれども、この点をきつとしておいていただかないと困る。いま、共済組合から十億やつた、一億だけは會計の責任者の長の印鑑のある口座に入れて、九億は自分の個人名義に入れてもいいやうな議論がこの中で行なわれて、いかにもそれが妥当かのような印象を受けてゐるから、たいへんなことなんだ。そんなことだつたら、あなた、とんでもないことなんだから。あなた、責任者として、地方公務員等共済組合法施行規程の第三十九條、四十條、きつとその点法文に書いてあるのだから、私の言うことに間違いないだらうね。

○寺本説明員 先生のお話のようなケースであるといひますれば、第三十九條の規定に違反すると解釈いたします。

○横路委員 それでいいのです。

刑事局長、お話のように、この間から三回にわたつて議論したことは、地方公務員等共済組合法第三十條の五項を受けて、地方公務員等共済組合法の施行規程の第三十九條、第四十條の違反行為なんです。違反行為についてはどうなつてゐるかということについては、これにはちゃんと罰則規定があるのです。そこで違反であるということだけははつきりした。ちゃんと違反をきつと確かめてあるのだけれども、国会で言つてもらわなければ意味がないから。刑事局長、いいですね。違反である。あなた、別に自分の所管外ですからいいですか。お話をしなければ、これから私はあなたと業務上横領についてちよつと議論をしたい。いいですね。違反であるということだけは明瞭になつた。業務上違反である。実は、この点、いままで業務上違反でないと言つただけけれども、業務上違反であることが明らかになつた。刑事局長は、刑事上のことをもつておれは言つたのだ、しかし法律上のことはおれの権限外だから、こう言うから、きょうは直接追及していつた結果、ちゃんと法律違反なんです。

そこで、刑事局長、今度はあなたにお尋ねするのですが、刑法の二百五十二條に横領罪について規定してありますね。横領した者は何に処する。刑法の二百五十三條には今度は業務上横領罪というもののついて規定してある。そこで私はあなたに今度は専門的にお尋ねをします。田中理事長から岐阜県の支部長である教育長に千五百万円を土地の買収費として送つた。それを二つに分けた。一つはちゃんと會計の長の印鑑と出納主任の印鑑との組合せである口座に入れた。片一方は自己名義に入れた。このことは何に該当するのです。このことは明らかに何なんです。不法領得の意思表示にはかならないではありませんか。これは他人の財物を自己または第三者の支配に移

す意思です。横領とは、普通判例で——私もしろうとですが、きょうここであなたにもいろいろ教えてもらわなければならぬし、また私の言ひ方に間違いがあつては困るので調べてみた。このことは最終的には岐阜の教育長が業務上の横領ということになる。横領とは不法領得の意思を実現する行為。そこで不法領得とは何か、不法領得の意思の内容は何かと言へば、その口座に入るべきものを自己名義に入れた、そのことが意思であり、そのことが行為なんです。それはどの判例を見ても全部いふゆる業務上横領なんです。口座に入つてくべきもの、會計の出納官吏、會計の長の責任者、その口座に入るべきものの一部を自分の個人名義に入れる、その意思、その行為、それがいふゆる横領なんです。しかもこの男は岐阜県の共済組合の支部長である。教育長である。だから業務上の横領なんだ。これは中村さんは弁護士だからよく聞いておいてもらいたい。これはまず刑法上から言へば業務上の横領なんだ。地方公務員法の違反なんだ。これは津田さんそうじゃありませんか。私の至らない知識でございませうけれども、私も調べてきた。それは全部そうじゃありませんか。全部いままでの判例どれを見てもそうじゃありませんか。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねでございしますが、すでに申し上げておりますように、本件の事件の内容はわかりませんので、これは具体的にはいま捜査中で申し上げかねるわけです。しかしながら、一般に横領というものの問題で申し上げますと、一般に不法領得の意思が認められることが必要であります。そこで横領罪における不法領得の意思と申しますのは、これは最高裁の判例にうたつておるところであります。他人の物の占有者が、その委託の任務にそむいて、その物につき横限がないのに、所有者でなければできないやうな処分をする意思をさすわけでありませう。占有者が自己の利得を得る意思を有することは必ずしも必要ではありませんが、その処分がたとえ他人からまかされてゐる権限を逸脱したしかたで行なわ

れたといひしても、もつぱら本人自身のため、つまりその委託をした委託者自身のためになされたものと認められませうときは、不法領得の意思を欠くものとするのが、最高裁の判例でございませう。したがつてある具体的な行為が横領罪に当たるといふためには、右に述べました意味でこの不法領得の意思をもつて行なわれた行為であることの立証がまず必要とされるわけでありませう。ところで、公金とかあるいは会社、組合等の金員の保管に任ずる者がその公金等を自己の名義で銀行等に預けた場合、そのことだけをもちつて直ちに横領罪が成立するかどうかという点であります。この場合他人の金員を自己の名義の預金口座に預ければできないやうな処分をしたこととはなりませうが、先ほど述べましたとおり、その処分がもつたら当該公金があるいは会社、組合等のためになされたものと認められる場合には、不法領得の意思はなかつたものと言わなければならぬのであります。さういふ意味におきまして、不法領得の意思の有無で横領罪の成否がきまります。ただそれだけ行ないました行為が本人の横限の意思を推定する資料になるかどうか、これは当然問題であります。したがつて違法な行為があれば、横領罪の意思が推定される場合ももちろんあります。

しかしながらそれはあくまでも推定なり資料の問題であつて、実質は本人に不法領得の意思がなければ横領罪は成立しないといふことは、刑法の当然の解釈になるわけでありませう。

○横路委員 いまあなたからそういうお話がございしましたが、不法領得の意思とは、その財物を自己または第三者の支配に移す意思だ。それをあとで返すとか、何に使つたとか、あとで補てんするとかいうことがそういうことを妨げるものではない。そこで田中さん、あなたは千五百万は土地の買収費だと思つて送つたのでしやう。それは間違いないでしやうね。

○田中参考人 間違ひございませぬ。

○横路委員 そりすると、この間あなたが言っておるように、土地の買収費なのに銀行の金利が百五十万ですか、百七十万ですか、謝礼金が何ほどとかいって、いま私も明細を持っておるからあとで言いますが、これはあなたも言っておるが異例だ。私にだんだん言われて受当でない。受当でないというよりも不当だ。刑事局長、千五百万は土地の買収費に送ったのですよ。ところがここでこの千五百万の内訳を見ますと、一体こういうものがその中に出ているわけですね。たとえば会合費なんというのが出ておる。あるいは謝礼金というのが九万円、十六万円、三万円。打ち合わせ会といひのが驚くべし五千八百円、四千八百八十円。これはいいのだけれども、十八万三千四百四十四円。これは一体土地の買収費に入っておるのですかね。田中さん、これはあなたのほうで初めてやったときは、千五百万というのは全く土地の買収費にだけだったわけですね。それがこの国会で問題になった結果、いや謝礼金だの、打ち合わせだの、会合だの何だの、こうなってきたわけでしょう。だからこれは言うなれば不当ですね。あなたはこの前は受当でないと言ったのだから……。

○田中参考人 土地の買収につきましてはこの席でも申し上げておきますように、地価のほかに、いろいろ事務を進めていきます場合の事務費と申しますか、そういうようなものもある程度認めておるわけでありませう。

○横路委員 何々認めているのです。
○田中参考人 私のほうではおおよそ原則として一％です。そういうものを見込んでわれわれのほうから委託金を送っております。

○横路委員 それでは田中さんに聞くけれども、千五百万の一％というとならぬ。十五万でしよう。

○田中参考人 そうですね。十五万幾らになりますよ。

○横路委員 十五万でしよう。三百五十万というのは一体何なんです。刑事局長よく聞いてください。土地の買収費については一％事務費を見てお

る。千五百万の土地の買収費の一％と言え十五万、それを三百五十万も見えておるといひの一体何なんです。三百何十万かはっきりした数字は高橋君のほうで詳しいけれども、三百二十万ですか。だから津田さん、刑事局長、これは責任になるでしからう。一つは業務上横領はいまあなたと議論したけれど、今度はこれは責任になりますね。こちらから千五百万送った。千五百万使ったものだとばかり思っておった。一％の十五万だけだと思っておたら三百二十万も使っておる。口座を分けたこと自体私は業務上横領だと思ふ。使ったこと自体はこれは責任だ。これは責任ですよ。津田さんどうですか。一％の事務費は見ておる。一％と言えは十五万だ。それを三百二十万も使っておる。不当な支出なんです。分けたこと自体が業務上横領、こゝろやつて使ふことはもう一つはこれは責任だ。津田さんどうですか。これは全く悪い人ですね。どう思いますか。

○津田政府委員 本件の具体的問題は、先ほど来申し上げましたように、取り調べ中で事実がわかりませんので、やはり抽象論として申し上げますが、背任罪が成立いたしますためには、自己もしくは第三者の利益をはかる目的が、本人に損害を加える目的があることが必要でありまして、これが無い限りは背任罪にならないわけです。そこで本件が自己もしくは第三者の利益をはかつておるか、本人に損害を加える目的でやつておるかというところできまる問題だと私は思います。

○横路委員 まずこの問題は業務上横領、それから背任、この二つが重なって、そのほかにまだある。福利課長、あなたにお尋ねするが、これは罰則規定があるでしよう。あなた、罰則規定を読んでごらんない。罰則規定があるでしよう。地方公務員等共済組合法第四十八条にあるでしよう。

あなた、ひとつ読んでごらんない。そうでないと刑事局長も罰則規定はよくおわかりにならない。田中さんも初めて見るのだから、文部大臣

もよく聞いておいてください。罰則規定を読んでごらんない。

○寺本説明員 第四百八十八条、「次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行なう者は、三万円以下の過料に処する。一 この法律（第十一章及び第十二章を除く。以下この条において同じ。）により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。二 第五条第七項、第十七条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条第三項（これらの規定を第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。三 第二十五条第一項前段（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十六條第四項の規定に違反して、組合若しくは連合会の業務上の余剰金又は連合会の積立金を運用したとき。四 第三百十條第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。五 この法律に規定する業務以外の業務を行なつたとき。」以上でございます。

○横路委員 まずこれで業務上横領、背任、それからいまでは地方公務員等共済組合法第四十八条、直接は第三百十條第五項の規定に違反した行為。文部大臣にお尋ねします。教育長は、文部大臣が承認を与えるわけですね、教育長というものはどうでしよう。この教育長は業務上横領、背任。——私はこの問題は全部調べたのです。いま会計検査院でも調べてある。それから法制局でも調べてある。もう分けた瞬間に業務上横領ありと認めることが正しい。それからいま判例について刑事局長はあつた判例を言われたが、私も判例を持ってきておる。これはこういう業務上横領罪、背任罪、それからいまでは地方公務員法違反の過料、そのほかにこの人は地方公務員法違反なんです。第二十九條に、地方公務員の「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」とあるが、これは職務上の義務に違反したわけですね。これは懲戒免職なんです。こういう人をあなたは——これは

ここで問題にならないければこのまま見過ごしたことになる。あなた自身、文部大臣として、もちろんこれはいま検査当局に警察本部からいって、そういう議論をしておるだろうと思ふ。それでこれだけはいきりして、もうこれは検査当局に送られておる。これは全く、岐阜県の教育長というの、まず公務員としてふさわしくない、ましてや一府県を担当する教育長としてはふさわしくない、私はそう思う。この点について特に中村さんは、文部大臣として、また法律の専門家としてこの間からお聞きになつていらつしやる。私もきよりはそんなに長いことこれで時間をかけるつもりはない。ないというの、法律的な解釈もはつきりしてきたから。ただ私は、あなたが、文部大臣が教育長としての承認を与えた。そしてこれだけの職務上の義務を怠つて、こんなばかな話はない。ばくは会計検査院に聞きましたら、これは明らかに業務上の横領として摘発している。やつていますよ。国家公務員の場合は公金扱い。本件についてあなたはどう思いますか。

○中村(梅)國務大臣 これは私から申し上げるまでもなく、都道府県の教育長は教育委員会が人選をしまして、文部大臣の同意を要するわけでありませう。同意を得た者について教育委員会が任命をするわけですね。いまも確かめまして、任命のときにはわれわれの同意が必要でございませうが、解職をするとか、その他の処置をするときには教育委員会の権能でありまして、文部省には協議がないのであります。したがつて、もしこういうふうな問題の事故があつたような人であれば、かりに教育長に人選したいからという同意を求められてきてもあるいは同意をしない場合もあるかもしれませう。あるいは同意しないほうが適當であるかもしれませうが、すでにこれはずっと前に教育長として何の事故もなし、別段支障のないところに同意を求められて同意をして岐阜県の教育委員会として任命されておるのでありますから、私どもとしては、目下これに対して人事上の処置をとる権

能が実はないわけでありませう。しかし、こういうような問題が起きました。目下警察及び検察当局が捜査中で、ことに共済本部が行きましても、証憑書類等は押収をされていて点検もできないというふうな状況下にありますから、こういう捜査が終了したとしても、事態が明瞭になった段階で、私どもとしても、権限がある、ないは別として、何か考えなければいけぬのじゃないか、適当な措置を、善処するように努力しなければいけぬのじゃないかというふうに考えております。いずれにしましても、いまはそういう捜査段階にありませんから、私どももこういう具体的なケースに対してどうすればいいかという考えが出てまいりませんが、そういう捜査の進行と相まって今後の方法を考えていきたいと思っております。ような次第であります。

○横路委員 田中さん、あなたに、私は最後に決意を伺っておきたいのですが、これで文部委員会における法案の審議はたいへん滞りをきたしたわけですね。これはあなた自身、文部省当局に対しても責任があるばかりでなしに、当文部委員会にも責任がある。それはばかりではないに、実際に金を納めているのは個々の組合員なんです。しかも先ほどあなたが言ったように、こんな例はないのです。あなたももうまるっきり善意をもって千五百万は土地買収費だと思つて送つた。そのうちの十五万程度はいわゆる事務管理費があるのだらうと思つたが、三百二十万も入っている。しかもあなたのはの承認を得ないで、やれ謝礼金だ、会合費なんというので一回で十八万から十六万。刑事局長どうですか、国家公務員の宿舎なんか建てるのに土地の買収で五万円も入つたといつて逮捕されていきますよ。田中さん、これは新聞でござらんになったでしょう。国会公務員の共済組合で土地の買収が何かにからんで五万円の金をもらつて逮捕されている。あなたのはの、これを見ると、やれ会合費に十六万だ、十八万だ、やれ謝礼金だといつてうんと出している。あなたの承認を得ないでやっている。明らかにこれは業務

上横領であり、一つは背任である。だから業務上横領罪と背任罪両方が成り立つ。あなたはずいぶん全国の組合員である教職員に迷惑をかけた。あなたはどう思いますか。こういう人は支部長として、やはり彼は教育長だから支部長だなんといつて、こりやつてやらしておくのですか。あなたはこので高橋君から指摘されて初めてわかつたやうありませんか。これは全国一斉に、これは高橋君のやうにそれぞれ都道府県でもしも丹念に調べたら、あるいは問題がないとは言えないかもしれせん。あなたはどうお思いになるのです。さらになおこの問題については最終的にどういうことになるかまではまだ時間的なあれがあるけれども、まずこれだけ大きな問題になつたといふことについてあなたはどうお思いになりますか。五万ですらこの間逮捕されているんですよ。三百二十万もかつてに使つて逮捕されないほうがおかしいのです。田中さんの前に検察庁の方に聞きますが、五万円の金をもらつただけで逮捕されておるのに三百二十万佐あたりは五万円か四万円です。この中の課長補佐あたりは五万円か四万円です。捕まえておいて、片一方では三百二十万、やれ何十万も接待費や会合費や謝礼金を出しても何も手をつけないといふことになると、岐阜県の県知事、そんなことは私は失礼だから言いたくないけれども、どうもそういふところ少しおかしいではないか、こういうふう

に私たちが言いたくないのです。監視の方でどうですか。この三百二十万は私が言つたやうにどう考へたつて業務上横領あるいは背任、そつういふことが成り立つと思ふのですが、あなたはこの点についてよくお調べになつてやられたのですか。○日原政府委員 警察の方としては、一応本件については、虚偽公文書作成不当行使で検察庁に送つたわけでございます。結局横領罪、背任罪といふ問題が成り立つかどうかといふ問題になります。被疑者自身の問題といふものが問にはさまつてくるわけでございます。その面から不法横領の意思なりあるいは本人が損害を与える目的なり、

そういうものをいろいろ外形的見地から判断し、また被疑者の供述等から判断をいたすわけでございます。その点については、私どもただいまのお話をいろいろ聞いておるわけでございます。けれども、本件について直ちに業務上横領罪あるいは背任罪が成立するといふことについては、いまもって疑義があるといふふうに考へます。それでその点につきましては、検察庁で調べます。それだと思ひますが、私どもの一応の判断はそういう判断で、虚偽公文書作成不当行使で送つたわけでありませう。

○横路委員 どうも私質問をやめようと思つてあなたに聞いたのですが、疑義があるといふことはどういふ意味なんですか。二つに分けるといふことはどういふことですか。明らかに不法横領の意思があつた。これは衆議院の法制局で聞いたつて、会計検査院の諸君に聞いたつて、何に聞いたつて、——そういうことが平気で行なわれたら、あなた、全国の公務員でそんなことをする人はないけれど、業務上の横領罪は成立しないのだ、不法横領ではないのだ、そんなことではないでしよう。ぼくはあなたに遠慮して言つておるわけではないのだけれども、一体どうしてあなたたちそういう解釈をするのでしうか。あなたのほうは疑義があるから、何ですか、公文書偽造とそれからもう一つ何でしたか……。

○日原政府委員 虚偽公文書作成不当行使はつきりしたので、それで送りました。横領罪、背任罪等につきましては、私どもの一応の判断では断定できないといふことで送つておるわけですね。○横路委員 わかりました。ないといふのと断定できないといふのとではだいぶ違ひますからね。断定できないといふのなら、それでは田中さんにこれだけ聞いて私は終わります。あなたといふんどうにこの問題——まだ高橋君はたくさん言いたいことがあると思ふので、私はこれでこの質問はやめたいと思ひますけれども、田中さんは、これだけの騒ぎの問題になつて、みんな迷惑しておるのですから、あなたこれからきつとこのことについてお答え願ひたい。いずれはここにも会館をつくるのでしう。何年かあとに会館をつくる場合に、何億という金が必要なんです。こんなものは申ししても、結局は共済組合のことであるので、少なくとも検査当局等の取り締まりを受ける結果になりましたことは、まことに不名誉なことであり、不信用なことでございます。非常に遺憾でございます。それで支部長の問題ですけれども、私どもとしては、処分権は身分上ございませう。したがつて、それに対してどういふことということは申し上げかねますけれども、私どもとしても支部の事務が今後適正に行なわれるやうに十分の考へを払つていきたいと思つておるわけですね。全部の事務執行につきましても、この際ちゃんとわれわれも自粛自戒いたしました。そうして姿勢を正しくして八十万の組合員の信任にこたへるやうに進めていきたいと思つております。

○八田委員 高橋重信君。○高橋(重)委員 私は理事長にお尋ねするのですが、先般監査報告がありまして、その中にいろいろな金額があげてあるところがある。たとえば百二十万とか、百六十万とかいふことが当然出

てくるのですが、二月十二日に芥川課長が行かれまして、三百二十万の内訳、いわゆる裏経理の明細というものがここにありまして、これを見れば、いかにもたまたまであるかというところがあるわけであります。これは持つてみえるでしょう。これを見て下さい。諸経理の使途明細というところに、謝礼金の九万円が受領書なし、いつかという年月日も不明、こういうのが通つていくかどうかということ、領収書もなしに、これは当然あなたの方で調査されて検討されておると思う。あるいは分筆費用にいたしても、受領書の一部なし、あるいは水野委員渡しとして、驚くべき手数料が十六万ですか、出してあるわけですか。そういう謝礼金として、水野委員渡し、これは一体どういう金ですか。あなた方はいまだ、私がお尋ねすると、証拠書類は警察へ取られてしまった、だから検討ができません。私は、この警察の日報さんにお尋ねするのですが、書類というのは警察はいつまで取つておくのですか。ずつと結論が出るまで取つておくのですか。その点ちょっと最初に……

○日原政府委員 これは一件書類とともに検査庁に送つておると思ひます。それで必要な場合には、私も普通の取り扱ひでは写しをとることもできませんし、それから写真で複写することもできません。また私どものほうで必要がなくなれば、途中で返す場合もございます。それは申し出によつて、支障のないようにできるだけ便宜をはかつておりますけれども、本件の書類そのものについては一応検査庁に送つておるもので、検査庁のほうでないと何ともできないと思ひます。

○高橋(重)委員 そうすると、本部から検査庁へ要望していただければ、検査庁はコピーか何かにとりまして、本部が調査する資料は手に入ると思ひます。これは二月十六日に私が質問してから、かれこれ一月以上になるわけですが、私はこういう点についても早く研究してもらいたいと思ひます。警察のほうもいろいろ調査願つたわけであり

ますが、特に共済組合本部として、この謝礼金の

九万円というふうなもの、年月日不明で受領書がない、あるいは謝礼金の十六万円を水野教育委員に一括して与えておる。相手の領収書はなし、こんなでたらめなことではない。先ほど国家公務員のところで、共済で五万六千六万の供応を受けたか何かで逮捕までされておるのですが、こういうふうなことにしても、私はもつと徹底的に警察に調べてもらいたかつたわけでありまして。

それはそれとして、本部として、もはや一カ月以上になるのですから、あなたの方で出向いてでもやつて——監事が監査しておる段階ではないと思ひます。あなたの方から行つて、これは調査してもらわなければいかぬと思ひます。そういう点どうですか。水野渡しの十六万というふうなものは、一体内容はどうなつておるのですか。

○田中参考人 私どもでは、いまだ申し上げてゐる程度の調査でございまして、したがつてさらに詳細なる資料についての調査はできません。また、しないでございまして。したがつて、お答えするほどのこまかい点についての資料並びに意見も持ちませんので、資料も、もし、先ほど来お話しのように資料等がわれわれの手に入ることとございすれば、さらに進んで調査をいたしたい、かように考えております。

○高橋(重)委員 資料は入つておるのです、二月十三日に。あなたの方では、たとえば土地購入の打ち合わせ金として十八万三千四百四十円、これは何人して飲んだのですか。地主は七人しかおらぬのに十八万も飲むというの、何人して飲んだおるのですか。どんちゃん騒ぎをして、芸者をあけてやつたつて、一人に一万円ずつ使つたつて、なかなか使えぬと思ひますが、どういふやり方をしておるか。打ち合わせ金費が十八万三千四百四十円というの、何人ですか。地主は七人しかおらぬのです。どんな飲み方をやつておるのですか。私は、こういうことから縦横は紊乱してくるのじゃないかと思ひます。世間ではどう言つておりますか。共済組合というものは金があるのだから、零細な先生方の金を集めては、本部はうまいこと

をやつておる、支部はうまいことをやつておる。本部から監査に來れば一緒に飲んでおるとか、いいうわさはしておらぬのです。一回の打ち合わせをするのに十八万も飲んでゐる。地主七人を集めて、こつちは何人して飲んだのですか。

○田中参考人 内容については、先ほど申しましたやうなことでございまして、一々その使途が適正であつたか否かまで私どものほうでは、いまお答えするほどの考えは持つておりません。ただ、おこつておることをいふと、共済組合が金を持つて、そしてかつてなことをやつておるというふうなことにしては、私非常にそこは警戒をいたしまして……(やつておるじゃないか)と呼ぶ者あり)多少の風説も耳にしなれないこととございまして、その点については、紙一枚といふことも、むだをしないようにに相当いま戒めてやつておるつもりでござい

○高橋(重)委員 それは、田中さんの決意はいけれども、それが下に威令が行なわれなければいかぬので、あなただけが本部でがんばつてみて、それが実際に下部へ浸透していかなければ、絵にかいたばちもみないものですから、私は、その点をぜひこの事件を契機にして、はつきりしてもらいたいと思ひます。私は、これは五回か六回こでやつておるのですが、本部が支部をかばつておる。支部長はうそをいふおる。全然反省の色がないのです。それでこれら岐山荘より受け入れ一万七千八百四十円というのは、これは何の金ですか。これは岐阜県だけのことではないのです。八十五万の教職員の問題です。どういふことですか。

○田中参考人 いまの一万余円の問題は、私調べで御返事を申し上げたいと思ひます。——その金は、登記料に充ててゐるということとござい

泊めて、宿泊経理から登記料を出すというふうなことは——わかりましたか。

○田中参考人 資料によりますと、私の申し上げたとおりになつております。

○高橋(重)委員 登記料にですか。

○田中参考人 登記手数料となつております。

○高橋(重)委員 登記手数料を宿泊費から出しておるわけですか。岐山荘の会計から出しておるということだね。

○田中参考人 われわれの送金は、宿泊経理のほうへ送つております。その関係から、岐山荘を経由しまして、そして手数料を出しておるようでございます。

○高橋(重)委員 そういふ説明なら、たとえば三百二十万も岐山荘の会計から出ておるということにならないですか。これだけが岐山荘の会計から出ておつた、登記手数料の一万七千八百四十円だけが岐山荘の会計から出ておるだけでは、理屈が合わないやないですか。そうですね。

○田中参考人 それは一万七千円だけではござい

ませんが、本部から送り出した事務費——先ほど来問題になりました一〇万でございまして、それについては、岐山荘からの事務費明細として、さううになつておるわけでございます。

○高橋(重)委員 それなら赤堀常任監事にお尋ねしますが、あなたが一月二十四日から五日間にわたつて関西に行かれたときに、岐山荘から一万七千八百四十円がこういう裏会計に出ておるということとは、あなた監査されましたか。

○赤堀参考人 相当詳細なところまで監査したわけでございますが、その点についてはいま記憶して

ておりませんが、私のほうから進んでさういふ経費について指摘した記憶はございません。

○高橋(重)委員 あなた、監査に行かれたと言つて、積極的にやらなかつた、向こうからおつしやることだけやつていった、こういうことですか。だからわからなかつたというのの当然。そのときに岐山荘会計というふうにはつきりしておる

なら、あなたもわかるはずだと思ひます。それがわからなかつたというのはどこに原因があるかということ、この点、ひとつ田中さんしつかりともう一べん調べてもらいたいと思ひます。

それからもう一つ、最初に、塩谷課長より引き継ぎ、四十九万五千九百三十二円、これはどういうことですか。引き継ぎの中身はどういうことですか。わかつておられますか。

○田中参事人 これは、私、明確にいたしておらないのでございませうけれども、また調べまして……。

○高橋(重)委員 あなたの方に聞くと、わからぬ、わからぬで、帳簿はとられてしまつて、どうやうたかとかやうなやつと……これはほんとう言へば、四十一年二月の十三日ですから、私が国会でやつたのは二月の十六日ですから、当然、もうそれから徹夜でも調べなければいけぬではないですか。これは警察が手入れをしたのは二月の十六日です。日原さんそうでしたか。

○日原政府委員 二月十七日に捜索をしております。

○高橋(重)委員 この書類を手に入れたのが二月の十七日ですから、五日間あるわけですよ。あなた方は、そういう裏経理があるというところは問題だという、そういうことがびんと響かないのですか。響いたなら当然調査されてしかるべきだ。警察へ書類を持っていかれたことをいいこと幸いに、警察にとられました、警察にとられましたと鬼の首でもとつたやうなことを言つてみえますが、田中さん、あなたは責任者として、先ほどけなげなことをおっしゃいましたが、その点に対して今後どうされますか。あなたと一問一答をやつておつても一向に進まないわけですが、どうするつもりですか。

○田中参事人 先ほど申しましたやうな決意でこれから対処していきたいと思つております。

○高橋(重)委員 決意つて、もう一べん言つてください。

○田中参事人 この際十分反省をいたしまして、

再び繰り返すことのないやうに、そして一般の寄託にもたえるやうに最善を尽くしたいと思つております。

○高橋(重)委員 田中さん、こんな裏経理をやつておるといふやうなことはどういふ想像もできぬ、考えられないことでは。その点についてはどうですか。

○田中参事人 全くそのとおりに考えております。

○高橋(重)委員 そういふ支部長がおる、そういう教育長があるというところはあなたとしては想像もできぬことだ。しかし法的に首にすることができない。懲戒することができない。だが、共済組合本部の理事長としては意見ぐらゐ表示することができると思ひます。勸告ぐらゐ表示することはできると思ひます。それも何やらやらずにおるというところは、先ほど来あなたがおっしゃることに対しては、先ほど来あなたがおっしゃることとに対しては、あなた、伊藤一郎に勸告する必要があると思ひますが、どうですか。

○田中参事人 この問題については、ただいま御承知のやうな経過でございませうので、すべて結論が出ました場合に総合的に判断をして処理したいと思ひます。

○高橋(重)委員 文部大臣にお尋ねします。共済組合の理事長あるいは監事は文部大臣が任命する、したがつて、任命された理事長なり監事は、それに対する職務規程というものがあつて、義務違反したときには文部大臣から懲戒なり処分を受けることになつておるわけですが、自分たちも共済組合にずっといままで関係してきたわけですが、こういう例はないと思ひます。こういう面について、先ほど来のお話を聞いてみると、法的に支部長というものは何ともならない、地方の教育委員会が支部長である教育長を任命しておるのだから、何ともならないというやうな印象を私は受けたのですが、それでは共済組合というこの大きな八十五万の組織を持つて年間一千億に近い金を動かしている団体を運営していくに對しては、規律というものが保てぬと思ひます。こういう問題が

出まして、文部大臣としてあなたは、岐阜県だけの問題でなくして、この問題についてぜひ勸告等をしてもらふ必要があるのではないか。昨年の七月にあなたが文部大臣に就任されると同時に、福岡県の学テについて勸告されましたが、岐阜県だつて、いまはこの問題に百七十万県民は関心を持つておるわけですから、こういう問題についてあなたがほんとうに教育を愛されるなら、ほんとうに正しさを好まれるなら、ちゅうちゅう逡巡することなく早く結論を出していただきたい。ちゅうちゅう逡巡しておると、東京都の都議会の問題のやうなもので、私はいろいろな不信感が下部から出てくると思ひます。もう裏帳簿だとかこういふことをやつておることははつきりしておるのですから、犯罪になるか、ならぬかは別として、普通の公務員としては考えられぬことをやつておるのだから、このことに対して文部大臣がはつきりされるということが私は当然だと思ひます。その点どうですか。

○中村(梅)國務大臣 私どもも事態を十分に明らかにした上で、なるほどわれわれに任命権はありますが、今後再びこういうことが岐阜県においてはもちろぬ、他の地区においても起こらないやうに、制度上許される限りの処置は講じたい、こう思つております。

○高橋(重)委員 重ねてお尋ねいたしますが、岐阜県の支部長がとつた態度は制度違反であり、制度にそむいた措置であつた、こういうことははつきり言えるわけですね。

○中村(梅)國務大臣 いろいろの点に、私は、やり方としてよろしくない、かんばしくない点が多々あつたと思ひます。目下私どもとしましては、一体どの点が突き詰めればよろしくないのかというやうなことを研究しておる段階でございまして、確かに御趣旨のやうな点はあると思ひます。

○高橋(重)委員 管理局長にお尋ねするが、あなたは、この前文部大臣だつたのですか、一べん調査をしたい、調査をする必要があるのだ、たとえば土地改良の減歩率についても一べん調査しなければ

いかぬ、あるいはこういう内容についても調査しなければいかぬ、こういうお話しであつたのですか、文部省として調査はされたのか、されないので、どうですか。あるいは調査されようとしておるのか、その点お考えをはつきりしていただきたいと思ひます。

○天城政府委員 前の委員会ですらに事態を調査するやうにというお話が確かにございまして。これにつきましてはやはり第一次段階として、共済の監督機能としてまだ十分でない点があるというところで、共済組合がそれらの点につきまして調査をいたしましたので、私たちはまだ直接その後の調査はいたしていません。

○高橋(重)委員 いままではやつておられけれども、これから調査するという考えがあるかどうかというのを重ねて文部大臣にお尋ねします。

○中村(梅)國務大臣 私ども先般のこの議論もあり、また私どもの考えからしまして、第一次的に共済自体の監督機構で十分に事態を明瞭にする必要がある、こう思ひまして、その旨は共済のほうにも要望しておつたわけですが、さう共済としては監督委員の諸君が現地に行きまして、いまの段階でできる範囲の調査はしたようです。しかしやはり人間のやることですから、先ほど来もここで質疑応答を聞いておりますと、なるほどまだどうも調査の粗漏れといつては失礼かもしれぬが、こういう点も、こういう点もつと突き詰めてやればよかつたのだというやうな感じがする点もございまして。したがつて文部省がじかに乗り出すよりは、共済の監督機構に、さらにまだ解明されていない点については、調査をできるだけすみやかにやるやうに指導をいたしたいと思つております。

○高橋(重)委員 大体そのめどはいつごろですか。

○中村(梅)國務大臣 できるだけ早いことが望ましいのでありますから、すみやかにやるやうにいたします。

○高橋(重)委員 田中さんにお願ひするのですが、あなたのほうの書類がどうかいつて調査ができ

ぬという話ですが、やはりこれは一日も早くはつきりしてもらいたいと思います。大体のめどとして、二月も三月もひっぱるものではないかと思うのです。一日も早く解決すべき問題だと思ひます。だからどのくらいめどを、いま文部大臣としてはできるだけ早くと言われたのですが、当面の責任者である田中さんとしては、いつごろをめどとしてこの問題の統一見解を出されるか、そういう考え方について持っているか、めどをいつごろにしているか。

○田中参考人 めどをいつごろということはおちよつと申し上げかねますけれども、やはりいろいろ御心配かけておるわけですから、可及的すみやかに、情勢の許す限り早くひとつはつきりさせたい。そうして誤解のあるところは誤解を解き、処理したいと思っております。

○高橋(重)委員 重ねてお尋ねします。共済組合にはいろいろの機構があるわけですが、たとえば運営審議会とかあるのは理事会とか、そういうものはもうお聞きになってこの問題を検討されたのですか。

○田中参考人 この問題については理事会を開きまして、特にいろいろ報告もし、検討もいたしました。なお運営も先般、特に組合関係の人は直接利害を感じて心配をしておりますので、お集まりを願つて、そうして半日かけていろいろお話し合ひもいたしました。さらにまた近く運営も開きますので、その場合にもいろいろ報告もし、御相談もしたい、かように考えております。

○高橋(重)委員 その場合におそらく監査報告が出されたと思うのですが、私たちこの間もらった監査報告、あの監査報告で所信も意見も出ずに理事会を通つていくのですか。ちよつと理事会の内容等を聞かしていただきたいと思ひます。

○田中参考人 理事会におきましても、監査報告についての意見について、やはり皆さんからいろいろお話しになったような点についての不満はございました。しかし中間的なものですから、さら

に次にそれを完備するといふようなことでお話し合いのけりをつけたわけですが。

○委員長退席、八木(徹)委員長代理着席
○高橋(重)委員 赤堀監事にお尋ねしますが、先般も監査報告に意見書がなかったわけですが、これも早急につけるように努力するといふ話ですが、これは見通しはいつ時分ですか。

○赤堀参考人 私の監査報告が従来の場合と比較いたしました不完全であつたことは十分承知しております。そしてその性格は、この前の委員会におきまして大臣みずからおことばがございましたように、中間報告的なものでございまして、できるだけ早い機会におきましてそのときの情勢に即した意見を出していきたい、そのように考えております。いつごろかといふことではございしますが、いま明確にいつといふお答えを申し上げることはできませんが、できるだけ早くこのことははつきりさせたいと思ひます。

○高橋(重)委員 ずっと集約してみると、できるだけ早く、できるだけ早く、いつといふことがはつきりしないわけですが、これはまあやむを得ぬといひまして、私は早急に出していただきたい。やる気がなければこれは一月たつてもできないし、やる気さえあればある程度加速でもやむを得ないのではないかと申すのです。そういう点ひとつ努力していただきたい。

それから、特に共済組合の田中さんのほうにお願いするわけですが、三百二十万の内訳、これも私は大問題だと思ふのです。これは、警察もこれを知らなければならないけれども、実際どういふ領収書なしで処理されるというふうなことで、一ぱい飲むのに一晩に十何万かかるというふうなことで、本人が領得の意思がなかったとしても、常識を逸脱しておると思ふのです。普通は、夕飯くらい食べるなら、一人当たり二千円か三千円で済むのですから、そういう点からいって、この問題は私はもう少しあなたのほうで調べていただいて、詳細を出していただきたいと思ひます。これはくさいものにふたをするといふ

ことではなくして、明快にいただきたいと思ふのです。

それから、日原さんのほうにお願いしますが、警察にはこういうものがいつておるわけですか、三百二十万の内訳は。

○日原政府委員 私どものほうは私どものほうで調べておりますが、その書類は、この前の委員会でも私どもはいただきました。

○高橋(重)委員 この前の委員会で見られたというのですが、そうすると、この謝礼金の九万円の領収書とかあるいは分筆料の一万一千五百十一円の領収書、こういうふうなことはあまり警察では問題にならないのですか。

○日原政府委員 その内訳とそれからその証憑書類については、私は詳しくはまだ報告を受けておりません。

○高橋(重)委員 私が聞いておると、私はほんとうに国会もしろとだし、法律もしろとだから、領得の意図さえなければ背任とか、横領は成り立たぬ、こういうふうな説明で、警察当局としてはにせの公文書作成行使ですか、それだけで送つたといふのですが、私はこういう謝礼金に領収書がないのは普通ではあり得ぬと思ふのです。そういうものが認められていく。あつせんしておる水野杏一という教育委員ですね。共済組合の岐阜県支部は教育委員会の総括のもとに運営されていゝるでせう。その委員長ですよ。その委員長にこゝろに十六万の謝礼金を出すといふようなこと、また取るほうも取るほうだが、そういうことは許されるのですか。警察どうですか。

○日原政府委員 先ほども申しましたとおり、横領罪、背任罪、詐欺罪といふようなことになりまゝです。被疑者本人の意思といふ問題があるわけでございます。したがって、いろいろな証憑書類とそれから被疑者本人の供述を詳しく検討をして、そして結論を出すことになるわけでございます。そこに判断のむずかしい点があるわけでございますが、その点は先ほども申しましたとおり、検察庁でさらに検討をしていただくことにならうと思

ひますが、一応私どものほうとしては、先ほど申したような罪名で送つたわけでございます。

○高橋(重)委員 私はもう一べん岐阜県本部へ、日原さんのほうから脅迫なり鞭撻をしてもいいと思ふのですがね。私はしろうとで、こゝろやつてみて、官庁で領収書もないものに金が渡されるというところは常識で考えられぬと思ふのです。東京はどうか知らぬけれども、私なんかいままで関係しておる官庁で、十何万という金を領収書なしに渡されるというふうなことですね、私はこゝろつかえないと思ふ。岐阜県の警察も、数少ないところを努力してやつてはあつたらうけれども、やはりあなたの方で、中央のセンスの高

いところ指導なり鞭撻していただいて、こゝろ問題ははつきりしていかぬと、警察の威信がなくなり、あるいは不信感といふものが出てくると思ふ。本人は、何もないんだ、領得する意思を持っておらなかつたからいいんだといふことで、肩で風切つて歩いていゝといふ。普通の教育者ならば、そういうふうなわけが出るだけでも、デマが出るだけでも、火のないところ煙は出ない、李下に冠を正さず、そうしてこそ初めて青少年の教育なり道義の高揚といふものができていくと思ふのです。私はそういう点で、ただ人を幾らでも言いくるめてもやつていけばいいんだといふような、そういう風を警察当局が助長しておるんじゃないかといふふうに、私自身思ふのですけれども、そんなことないと思ひますけれども、やつてもらつちやいかぬと思ふ。だから、私は何べんも言つてやつてしまつて、それで私が十六日にボーンとこゝで質問したら、十七日に初めて捜査に行つた。われわれはもつと良心的に、十日の日に警察本部へ、資料なんか持つて行つて協力したのです。いまから考えてみると、そういうものが向こうへ筒抜けに抜けてしまつた。警察にはへたなことは協力できぬじゃないか、私自身は率直にそういう感じを持つておるのです。私は、早く

やつてもらえるだろうと思つて、全部さらけ出したんです。私自身も一まつの失望感を持ったわけですが、その点、日原さんひとつ。

○日原政府委員 失望感を持たれてはまことに困るので、それは今後ともひとつ期待していただきたいのですが、一つは、この事件はお話のような事情で捜査も非常に早くやったという関係で、それだけとはかく証拠を押えておかなければという関係で捜査を早くやりまして、その点で、あとは任意捜査ということにいたしましたわけですが、それは書類関係もそろつていっているということをやつたわけでありま。

それから、いまのにせの公文書作成行使で送りましたのも、やはりこういう事件は、そののんべんだらりと捜査をしておるのではなくて、早く処理をして、早く結論をつけるということが一方において必要なわけでございます。いろいろ一つ一つの問題をとりまいてまいりますと、私も一々詳しく検討しておりますが、もしお話の点で疑義がありましたと、さらに警察として調査をいたさなければならぬような事項がありますれば、私どももすみやかに調査もいたします、捜査もいたします。ただ、この件についてはすでに一件書類はすべて警察庁にいつておると思ひますので、その点では一応警察庁が捜査をしておる事項でございまして、それとにらみ合はして考えなければならぬと思ひます。

○高橋(重)委員 ぜひひとつ調査してやつてもらいたいと思ひます。最初手付金を三十八年の九月二十三日に百二十万借りた。それから一カ月後の十月二十二日に、ほとんど売る人ができたんだから、水野君が五百二十坪買つたために百六十をふやした。それが総務課長塩谷義雄個人の名前で借りたわけだ。日歩一銭五厘。その後伊藤一郎が千三百万借りたわけですが、これは日歩二銭五厘。塩谷義雄が一銭五厘で、共済組合支部長という名前をかたつて借りて二銭五厘、いかにも差があるじゃないか、こう言つて、きよりは見えませんが、大蔵省の銀行局に聞いた。そうするとこ

の間も説明されましたように、裏担保が六百万入つておつて、担保が入つておつたから一銭五厘だとされた。大蔵省関係で調べて、銀行の利息は幾らくしてもいいの、さう言つた。さうじゃない、採算が成り立たない、日歩一銭五厘では、年五歩五厘の定期になるのだから、それでは銀行は成り立たないのだから、必ずこれは担保が入つておるに違ひない。担保が六百万入つておつたのです。この問題は、大蔵省もどこかの圧力があつて、先般はひつくり返されたのですが、警察のほうで調べてもらいたい。県会で問題にしたときには、本部長が電話をかけて調べたという程度であります。共済組合の支部長が二銭五厘でしか借りられぬというのに、一銭五厘で借り出しておるといふことはあり得ぬと思ひますが、その点ひとつぜひ御調査願ひたいと思ひます。

それから津田さんにお願ひいたします。この前も願ひいたしましたように、事教育界の問題ですから、教育界は四月は新学期が発足するのですから、やはり新学期には新しい気持ちで、疑惑とか、さういふものを一掃した気持ちでスタートしたいと思ひます。特に私も岐阜県におるわけでございます。岐阜県の教育界自体がさういふ気持ちでおりますと思ひますので、殺人犯だとかいろいろあつて忙しいだらうと思ひますが、警察庁で精力的にひとつやつていただいて、これが五月にも六月にもなるというところじゃない、ぜひやつてもらいたいと思ひますが、いまの見通しはどんなものですか。

○津田政府委員 今月の七日に送致を受けた事実でございまして、送致事実は、先ほど警察庁のほうからお話のように、文書関係の違反になつておるわけだ。しかしながら、関係事項をもちろ調査いたしましたわけでございます。相当記録も押収されておるようでありまして、かなり調査に時間を要するといふふうに思ひますが、前回もお話がありまして、この捜査を促進するように、警察庁のほうへ申してございまして。

○高橋(重)委員 まだ質問を続行したいと思ひうわけですが、時間がきておるから、たゞた委員長から催促がきておりますから、私協力させていただきます。ここで一応打ち切らさせていただきます。

○八木(徹)委員長代理 田中、赤堀両参考人には、お忙しいところを長時間御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして委員長から厚く御礼を申し上げます。

○八木(徹)委員長代理 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 提案をされております国立学校設置法の改正案によりまして、宇都宮大学は六つの国立大学に大学院を設置されることになつておるわけでありまして。今度の七つの新設の大学院を加へまして、現在全国の国立大学の大学院が設置をされているところと、あと残つているところは幾つになりますか。

○杉江政府委員 修士課程の研究科の設置状況を申し上げますと、三十八年から順次この設置を進めてきたわけでございますが、三十八年度、三十九年度、四十年、四十一年度で五十三の研究科を設置してまいりました。大学別に言いますと、七十三のうち国立においては四十三大学に大学院を置いております。

部大臣が二十一世紀への展望というふうな形で所信を表明されております。根本方針からしますならば、たいへんにテンポがおそいと思ひます。その点いかがでありますか。これを全部整備し終るには、何年計画でやられる予定ですか。

○杉江政府委員 大学教育の充実、ことに研究者の養成、また高度の職業人育成という見地から、大学院の増設については、この数年来特別に骨を折つてまいりましたし、今後とも努力をいたしたいと思ひます。ただ大学院はやはり最高の学問の府でありまして、これが設置については教官組織において最も充実したものが整備されていなければならぬわけでありまして。またさういった高度の研究者、職業人の養成についても、これはやはり需要面を考へる必要があるわけでございます。すべての分野において大学院の卒業者を、多く要求している、実際消化されるという実情でもまた必ずしもないのです。ことに文科系においては定員を下回つておることもかなりあるといふような事情もあるわけでありまして。これが設置については、基本的には拡充の方針を今後ともつてまいりたい、しかしさういつた諸般の状況を勘案して、この設置は急ぐべきものでなくして、着実に前進する、さういふ基本的態度でいくことが至当であると思ひます。

○川崎(寛)委員 量的な問題ではなくて質的な問題だ、さういふふうな局長は答弁をされておるわけでありまして。なるほど世界の情勢を見ますと、アメリカなりソ連なりといふところにおいては、質的な充実といふものに國家の財政的な援助をきめて強力に行なうことによつて進められておるわけだ。今日の世界の学問の中心といふのがアメリカないしソ連を中心にしておるという実態は否定できないと思ひます。さういふ中で、高度の職業人の養成といふ点からいふならば、いま需要が必ずしも満たされぬ。さういふ点で、テンポを早めることよりも、つまり量的なものよりも質的な問題なんだと言はれておるわけですが、しかし質的にどういふ点に重点を置いていくとい

ることになるのか。毎年出てまいります国立学校設置法を見ますならば、ただ機械的にそれぞれの当該大学からある要請に対してある程度こたえていく、こういうことで終わっているのじゃないかと思うのです。その点、文科系統については卒業生を十分に吸収し得ない、こういうふうな点も言われたわけでありまして、それならばどこに重点を置いて質的に強化しようとしておられるのですか。

○杉江政府委員 やはり修士課程につきましては、法学部、理学部等に重点を置いてその設置を進めるべきだ、かように考えております。なお設置する場合に、私先ほど申し上げましたように、設置に値する内容の学部でなくてはならない、この点を最も重要に考えておるわけでありまして、やはりあくまでも質の充実を考慮するということが大学院設置の基本的態度であると考えておりますので、そういった十分に大学院の府に値する教官組織の整備という点を考えて、この大学院の質の確保という点に最善の努力をしておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 日本学術会議が昨年の秋科学研究所五カ年計画というものを文部省に出しておられるのですが、これに対して文部省としてはどういうふうにその学術会議の問題提起というものを受け取られ、検討されておりますか。

○杉江政府委員 基本的な方向としては私は正しいと思ひますし、また一つの努力目標を示しておられるわけです。ただ実際問題として、日本学術会議の意向そのまゝを直ちに実現するには多くの困難があるわけでありまして、あのような御意見を十分参考にし、尊重しながら、大学院の学術研究推進に努力したいと思ひます。

○川崎(寛)委員 現在大学院の入学者は、入学定員のどれくらいですか。

○杉江政府委員 やはり大学においても大学院への入学者については十分厳密に選考しておられる、そういうことが反映いたしまして、現実大学院に入っておる者は定員よりも下回っております。

理工系について大体九割程度、法文系についてはおおむね三割程度かと承知いたしております。

○川崎(寛)委員 そうしますと、大体平均をしておけば、理工系のほうは一応九割で、理工系においてもなおかつ一〇〇%満たし得ない、まして法文系においてはわずかに三割だ、こういうことでは、最高の頭脳を育成しようといつてもなかなか計画どおりいっていないということですが、ここでははつきり出てくるわけですか。なぜこんなに定員を満たし得ないという実態が出てきておるわけですか。

○杉江政府委員 ただいま私が申し上げたのは、私学を含めた数字でございます。法文系といえども、国立においては七五%程度の入学者を見ておる現状でございます。

定員よりもなぜこのように下回っているかということについては、私は複雑な原因があると思ひます。ことに私学においては、大学院は設けられておつても、その教育に対するいろいろな意味の信頼感が必ずしも高くないというふうなこともその一因をなしているのではないかと私は思ひます。また、国立におきましては、最も大きな原因は、やはり大学院においては入学者の選考をきわめて厳密に行なつておられるということ、それから法文系については、そういった態度に加えて、いままで研究者の需要が必ずしも多くなかつたというところが、大学院に来る志願者を少なくした一因だと私は思ひます。と申しますのは、たとえば経済等におきましては、必ずしも大学院まで卒業してくる者を学部卒業よりも強く要請するという社会情勢はないわけでありまして、むしろ経済学部等における大学院は、研究者養成という色彩がどちらかといえば強いのであります。しかしそういった法文系の量的拡充は、国立においてははいままであまりやってこなかつたというふうなことが、その志願者をも少なくする一因をなしてきたのじゃないか、かように考えます。

○川崎(寛)委員 私はそれは非常に形式的だと思ひます。もっと中身の問題に立ち入つて考え

るならば、そうした面も一面あるでしょうけれども、大学院に入つて、大学院でさらに勉強するという体制が今日の日本の中にはできてない、こういうことが私は一番大きな原因だと思ひます。つまり修士課程、さらに博士課程、こういうふうに伸びていくというために十分に安心して勉強できるという、それだけの体制にないわけですから、その点、ただ単に試験が厳密であるからとか、あるいは需要が必ずしも多くないからという低い次元でとどまつておるのでは、ほんとうに最高の頭脳を育てていくということはできないじゃないか、そういう意味からいたしますならば、大学院に入つて勉強しようという者が安心して勉強できる、学問のできる、研究のできる、そういう体制というのが必要ではないか。この点文部省として抜本的に改正をしていく考えがあるのか、あるいはいまのある程度の奨学金制度だけでやっていくつもりなのか、その点いかがですか。

○杉江政府委員 確かに大学院に来る者がそれほど多くないという現状の一つの大きな原因は、やはり生活上の問題があるかと思ひます。二年以上も研究に没頭するということはかなり大きな負担であります。この問題の解決は、高度の研究者、高度の科学技術者の育成という大学院の充実のためには必要なことだと思ひます。文部省としてもその点を考えて、育英奨学における大学院の対象人員を最近重点を置いてふやしています。まだしかし十分ではございませんけれども、この対象学生の範囲を拡大するという点については今後とも十分努力をいたしたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 日本学術会議の科学研究所五カ年計画によりますと、自然科学系の定員は現在の倍にしろ、倍にしてほしいんだ、こういうことを言つておられます。これは過大ですか。

○杉江政府委員 私は、今後とも社会の発展、科学技術の進歩、向上という長期的な見通しの上に立てば過大であるとは思へません。

○川崎(寛)委員 現在博士課程の卒業者が約三千名不足しておる、こういうふうに学術会議のほう

では言っている。しかし需要がないと局長のほうでは言われた。そういったしますと、学術会議のほうで考えておるこの科学研究所五カ年計画というものが現実にはそぐわない、こういうお考えですか、それとも日本の学術体制を前進させるためには、学術会議のその検討というものは、文部省としては十分にこれを消化するとかあるいは具体化するということについて検討をしておられるのかどうか。いかがでありますか。

○杉江政府委員 長期的見通しに立てば大学院等は今後ともふやしていくべきだと私は思ひます。ただ大学院の教育はあくまでも質の点を考へべきだと思ひます。量も要求されますが、それ以上に質を高くするというのが必要であり、社会もまたそれを求めていると思ひます。そういう意味におきまして、この質の充実という点を最重点に考へてやるべきだ。だから端的に言ひまして、大学学部とはその点では環境を異にする。そういう意味で、条件の整備ということ考へて増設を考へていきたい。しかし、それにしても今後ともふやしていくべきものだ、かように考えます。

○川崎(寛)委員 条件の整備とは具体的に何ですか。

○杉江政府委員 やはり大学院の教育を担当するに必要な教官の整備ができるかどうか、それが最重点であります。それから施設設備の整備、現在大学院の教育についての施設設備の整備は残念ながらまだ十分ではございません。それらを今後整備していかなければなりません。それから、大学院に学ぶ者の生活の問題を考へてやる必要もある。私は以上の三点が最も大きなものじゃないかと考へております。

○川崎(寛)委員 大臣にお尋ねしたいのであります。文部省としては一つの展望なり計画なりを持ち、一方大学は学問の研究あるいは大学の自治、こういう大原則があるわけですが、そういった点で、非常に高い、そうした科学者を養成していくという点については、一方では、裏づけとして財政措置が必要になるわけですね。そうします

と、今日のような一後ほどこのほかの部面で文部省の計画と具体的な社会の進歩というものの食い違いから起きている問題点について触れますけれども、今日のこうした社会経済構造の変化、これは政府与党としても、所得倍増計画なりあるいは中期経済計画なりにしても、その期間が来ないうちに変更にせざるを得ないというように、それほど変化が激しいわけですね。一方では、それに伴う職業構成というものの変化もきわめて激しいわけですね。そういったことを、大学がそうした学問の研究、また大学の自治という原則に乗りながら、世の中に移り変わっていくものを展望しながら、ただいま局長の言われた、そうしたハイタレントを養成していくということについては、大学だけではこれはよくない得ないわけですね。教員養成の問題については後ほどお尋ねしたいと思いますが、この点についてはたいへん御熱心ないろいろと国家統制的な進め方がなされておるわけだけれども、ただいまの大学院の拡充強化という問題については、決して世界的な国際的な趨勢からしますならば、文部省のいまの施策というものは十分ではない、それは量的な問題ではなくして質的な問題において不十分だ、こう私は思うわけですね。そういう経済構造あるいは職業構成の変化というものを見過しながら、なおかつ大学において高度の科学者を養成していくためには、当然大学と文部省との間において十分な検討がなされなければならぬと思ふわけですね。この点について、文部大臣としての基本的な方針をお聞かせ願いたいと思ひます。○中村(梅)国務大臣 確かに量的問題も必要といはしませんが、まずそれに先んじて現在ある大学院の施設設備、ことに研究施設等についての充実について、われわれといはしましては大いに努力いたしたい、そうしてできるだけ高度の科学者の生まれるような状況をつくっていく必要があると思ふわけですね。反面この量的問題になりますと、現状でも、国立大学で大体大学院の定員に比較しますと七五%程度であるという現状でございまして、問題は、社会全体の社会情勢の改善と

いうことが非常に必要かと思ひます。もつと日本の国が経済的によくなつて、そうして十分に研究にいましめる体制というものが社会情勢としてできることが量を決していく基本ではないかと思ひます。しかし、それをただ待つておるわけにはまいりませんから、先ほど杉江局長からも申し上げましたように、できるだけそういう高度の研究をする能力があり、また希望のある者に対しては育英制度の活用等をしていまして、そうして研究の助成といふことも、助けをしていく道を一面構じていく必要があると思ひますので、そういう方向でわれわれとしては今後とも高度の科学者養成のために努力をしてまいらるべきものである、かように考えております。

○川崎(寛)委員 毎年の予算というのは六月ごろに予算の方針がきめられて、そして、いろいろと各大学とも直接に折衝されて固めて、年末あるいは年初めに政府案なりとして固まってくるわけですね。そういった点で、実際にこの問題は金の裏づけがなければどうにもならぬ、こういう問題です。ところが、そうした財政的な権限というものを政府が握つておる。大学当局にはないわけですね。ところが、こうしたハイタレントの養成、あるいは學術研究の体制の確立というものを進めようとするれば、これは長期のものになるわけですね。つまり、ここで毎年毎年区切られていって、そうして、与えられたもので消化していく以外はない。こういう実態にあるわけですね。ですから、大学が学校教育法で教授会の権限等もきめられておるけれども、そういうものがそういふ根本の計画樹立という面においては無力なんです。このことが実際に今日の日本の學術振興という上においては私はいへんな障害になっておる、こう思ひます。ですから問題は、先ほど申し上げましたような、そういうスピードの速い経済構造なり社会構成なりあるいは職業構成なりの変化というものの展望に立ちながら、なおかつ大学自体が長期的な財政計画というものに参加し得る、こういうことがなければ、御答弁になるような方向では実際

には進んでまいらない、こう思ふわけですね。その点を、つまり大学に長期的な責任のある財政計画を立て得る、そういうシステムに前進をさしていただく、あるいは持つていく、こういうことについての必要性を痛感するわけですが、そういう権限を与えることについて文部大臣いかがでありますか。

○中村(梅)国務大臣 御指摘のように大学も財政の権限はありませんし、文部省もないわけですね。結局、いまの制度では大蔵省が予算編成権を持つておりますから、大蔵省に所要の予算要求をし、その予算の確保をして事を進める以外にはないわけですね。

そこで、川崎さんの御指摘は、たぶんそういう学問の水準を高めるための教育施設等を充実していく長期計画を立てたらどうか、その必要があるのじゃないか、こういうお話と思ひますが、この点は確かにそういう点も考えられますが、道路をつくるとか河川の改修をするとかという物的なものとは違ひまして、そういうものならば、長期計画を立てて十年計画でどういふ年次計画でやっていくという方法が立ちますが、学問研究の場合でございまして、それもまいりません。文部省の役目としては、できるだけ各大学で研究をしております実態というものを、學術担当の審議官の努力によつて、あるいはその部下の動員によりまして実態をできるだけ把握をし、どの大学ではどういふ研究をして、あの研究というものがさしずめ非常に必要である、あるいはその研究を遂げるためにはどういふ程度の施設が必要であるというふうな実態をある程度持つておつて、そして、各大学の要望にこたえて、われわれはそれに沿うような予算措置をするのが文部省の役目であると思ひます。そういうことで努力を続けておるわけでございますが、なかなか熱心に研究をされるそういう大学の研究機関からしてみれば、おそろしくどこも全部が満足の状態になつていないというものが状況かと思ひます。そこで、そういう不満足状態に置かないで、できるだけ満足に近い状況を築くために、文部省としては大蔵

省とも折衝の上で極力努力をいたしたいと思ふ次第であります。

ただ、国立学校の特別会計の制度ができましたから、この特別会計に総額として一般会計から繰り込んでもらふかというふうな総額の努力も一面必要で、その総額がきまつてくれば、必要性の度合いというものを文部省で実態把握をしておれば、この特別会計のふところを相当大いのですから、この範囲内でつとめていかなければならぬ、この要求に沿うようにつとめていかなければならぬ、こう思つておりますが、特別会計という一つのふところがあったというところが、これからは非常に期待し得る一つの点でございまして、どうも長期計画というふうなものを各大学ごとに立てさせて、それをわれわれが取りまとめるをして——長期計画となりまして文部省だけで決定できません、やはり財政当局がそれにオーケーを与え、あるいは閣議決定について各関係閣僚が了承しなければ長期計画というものはできませんから、そういう意味では長期計画というものは、考え方としては成り立つ問題でございまして、困難かと思ふわけではあります。

○川崎(寛)委員 道路とか橋は長期的に立つけれども教育のほうは、——これは根本の考えが少し違ふのじゃないか。教育のほうはもっと長い先を展望しなければならぬし、また人間を対象にしておるわけですから、この点については単年度で検討していくわけにはまいらないわけですね。ですからいまの点は、今日の財政状況の中で縛られ、きわめて困難であることはわかりますけれども、しかし、そういうことではいつまでたつても今日の事態を脱却できない、こういうことになつてまいらるわけですね。でありますから、長期的な展望も立ち得る方法というものをぜひ検討してもらいたいと思ひます。

○中村(梅)国務大臣 いま申し上げたような次第で、長期計画というふうなものは立てにくいのであります。長期の展望の上に立つて理工科はどうする、何の研究はどうするといふような展望

も委員になって熱心に取り組んで研究しておられるのだから、これらの人たちの研究成果を待つて、われわれは善処するようにするのが妥当であらう。ここでいまだうい方法がいいということをはきめかねる筋台であるというような発言を私はしまして、それで閣議のその話題は終わったわけでございます。よけいなことをつけ加えました。が、結論的に申しますと、大学管理法という法律を私自身も考えておりませんし、それをにおわせるような趣旨の発言はいたしておりません。

○川崎(寛)委員 その点は確認したいと思ひます。
そしてさらにもう一つ確認したいと思ひますが、学校教育法もそうした広範にわたつておる問題ではないのかという御意見もあつた、そういうことでありますが、そのことは、さらに学校教育法の改正をそういう面に分けて改正をするというふうな考えはないということでございますね。

○中村(梅)國務大臣 そういふ意見等も拝聴しましたが、私も常識的に考えますと、なるほど今日のように、何万の学生あるいはところによつて十万人にも近いような学生のおところの学校法人も、百人か二百人の生徒を相手にしている学校法人も、同じ制度でいいか悪いかについて、大いに疑問を持っております。しかしまだ文部省としては具体的にそれに対する用意があるわけでもありませんし、別段こういふふうな学校法人の制度を変えたいという具体策を持つておるわけじゃありません。

○川崎(寛)委員 ちょっと前に戻るわけでありまますけれども、大学院の問題で、いろいろ教科拡充の方向についての根本的な方針が述べられたわけでありまます、やはり今日の事態の中で、つまり旧制大学の問題が今日の学術研究の体制確立という場合には一つ大きな問題になるわけで、それが大学院というところで整備をされつつあるわけですが、しかしきわめて不十分な状態にあるわけですが、大学院を独立をさせて、そして拡充をしてい

く、こういふ考え方はございせんか、大臣には、とれませんか。

○中村(梅)國務大臣 その御意見は、私の聞いておるところでは、前の天野員祐さんあたりが大学院大学というものをつくつて、そして全国の各大学を卒業した優秀な人をその大学院大学に統合して集めて、門戸を開放して、国立だろが私立だろが、あらゆる大学の出身者を、優秀な者をそこへ集めて、大学院大学という権威あるものをつくつたらどうかという御意向があるように私は聞いております。これも確かに一つの考え方であると思ひます。またいまの新制大学が発足するころに、天野さんあたりはそういう主張をされたこともあつたやうです。たとえば旧帝大のやうなところは大学院大学にして、一般の新制大学は扱わない。新制大学はほかの大学にやらしておいて、旧帝大のやうなところは大学院大学になつて、各大学から出てきた者を集結して高度の研究なり勉強をさせる、こういうやうな機関がいいのじやないかという説が當時あつたといふことを聞いております。私も私ども、これは確かに一つの大きな構想として考えられる線ではあると思ひますが、なかなか大問題で、具体的にわれわれがこれをいま取り上げようといふやうなところまではまだ全然考へておりません。これは社会全体として一つの研究課題ではないか。いまの新制大学ができるころにそういう意見も一部にはあつたといふやうに聞いておりますから、研究されるべき課題であらう、こういう程度に私も心得ておるわけでありま

す。

○川崎(寛)委員 局長、文部省当局としてこういう点の検討はなされていせんか。
○杉江政府委員 大学院だけの大学をつくるというところは現在のところ考へておりません。また具体的に検討もしておりません。ただ、大学院のあり方として、できるだけその大学の中における位置を明らかにして、できるだけ独立した教官組織を整備し、独立した施設、設備を持つ、こういうふうな点が大学院の整備という観点から必要なこ

とではないかと考へて、そういう方向の検討をしております。これは大学院の設置基準の問題になるわけでありまして、大体そういう方向で検討が進められておるわけでありまます。

結局その問題は、学部と大学院との関係をどういふふうに見るかという問題になるわけですが、いまは大学院は学部の基礎の上に置かれるというところとで、それが非常に密接な関連を持つものとして考へられておるわけですが、しかし大学院の整備には、大学院をもう少し独立的存在として認めた上で整備することが必要であらうといふやうな方向で議論が進められております。ただこれを一挙に切り離してしまふといふことは、教育、研究上のいろいろな問題がありまして、にわかにできにくいことであらうと思ひますけれども、そういう方向での検討を進めております。

○川崎(寛)委員 それでは次に教員養成の問題で、数学、理科の有資格教員が非常に足りないといふことになつておるわけですが、三十六年に工業教員養成所といふものが全国の九つの国立大学に設置をされておるわけですが、ところが実際にはこの工業教員養成所といふのは、事志と違つた事態に立ち至つておるのではないかと、こう思ふわけですが、実情いかがですか。

○杉江政府委員 確かに現状におきましては卒業生で教員になれる者、またなる者が、かなりその率が低下してあります。そういう意味においてその存在意義は薄らいだと思へております。これはもとともと発足当時、あの差し迫つた必要にこたへるという趣旨で臨時的な性格のものとして発足したわけでありまます。すでに相当の年月を経まして、その機能を果たして、いまは発足当初に比べればその存在意義は薄らいでおり、これが存続について真剣に関係大学とお打ち合わせをしておるところでございまます。

○川崎(寛)委員 四十一年度の卒業生の就職への就職状況といふものを大体どのように見ておられますか。

○安養寺説明員 お答えいたします。

この三月卒業いたしました者で、教員への就職を希望いたしました者で決定合格を見ております者は、希望者の約九三%でございまます。なお三十名程度の者が教職に就職を希望いたしておりまして、県の採用試験等に合格をいたしておるわけでございますが、まだ採用の正式の決定を見ておりませんので、私のほうで、関係の府県に採用方を協力するように、いろいろと協議中でございま

す。

○川崎(寛)委員 それは、ことしの卒業生は何人ですか。
○安養寺説明員 第三学年次に在學いたしております者は、全員で七百五十六名ございまして、このうち、教員の就職を志望する者が四百九十七名、留年等外へ出られない者が六十六名、したがつて、それ以外の者は、大学または高専に大体内定をしておるか、公務員になるとか、その他は民間の会社に行くといふやうな希望を出しておるわけでございますが、先ほどの教員就職志望者総数で四百九十七名、決定者が四百六十一名、三月一日現在でこいういふ形になつておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 今年度は、たいへん不景気で、わりに就職のほうには希望者がふえておるはずなんです。ところが、それでもなおかつこいう状況に迫り込まれておる。当時、要望があつた、だからつくつたのだ、しかし三年せぬうちにこいうふうになつた、そこで長期計画はできない、これでは、もう全くその場当たりきの御都合主義に終つていくわけですね。私はこの点を申し上げたいと思ひます。社会の要請だ、こいう言われながら、こいう臨時の、その場その場をつじつま合わせるやうなやり方をしている、こいうことを繰り返してしまふ。しかも、この卒業生といふのは、八年間の計画で進められておるわけでありまますから、いずれ閉鎖になれば学校もなくなるし、一生肩身の狭い思いをしていかなければならない。これは、大東亞戦争の末期においても臨時

教員養成所というものがあつて、数学等の教師は速成されたこともあるわけですが、だから、教育全般の問題について、その場の態度ではないけな。もつとやっぱ長期的な展望の中で足取りをかたくやらなければ、そのときの要請に即した子供たちは、一生暗いといひますか、肩身の狭い思いをしなからう。たいへん遺憾だと思つてゐます。

○中村(梅)国務大臣 確かにそういう感じがいたします。ただ、この養成所の卒業生が、いままでは相当時代の要請にこたえた役割りを果たしてきただけであります。これも、今日では教員志願者が減つてしまつて、その役割りを果たさないと批判される状況にもありますが、とにかく今日までその役割りを果たして、相当な要請にこたえてきたわけでありまして、今後のあり方につきましても、この養成所を受け持つておられます大学と十分連絡をさせまして善処したいと思つております。

○川崎(寛)委員 昨年十月に横浜の国立大学の工業教員養成所の諸君はストライキに入つてしまつたわけですね。そのときに、やはり政府の文教政策の失敗だといつて悲痛な叫びをあげてゐるわけですね。この点については、いま大臣も、関係大学と十分に連絡をとつて処置をいたしていききたい、こういうことでございしますが、十年間に八千七百人の養成計画をしたわけですが、そのうち八十年の卒業生、つまり四十年の第三学年の学生といふのは七百五十六名である。約八百人ずつ養成をしていく、こういうことでは、いまだ養成をしようとした計画は、いまの大臣の御答弁からいへば変更される予定だと受け取つてよろしいか、どのように変更されようとしておられるか、お尋ねしたいと思つてゐます。

○安養寺説明員 お答えいたします。三十六年度に九つの国立大学に工業教員養成所を設置いたしまして、総定員が八百八十。この教

員養成として当時考へておりましたのは、工業高等学校の専門課程の増設並びにそれに伴う教官の増に充当しようといふことを考へたわけでございます。たまたま当時は大学の工学部を出まして工業教員の免許状をとる人が七百人程度というよりなことでございまして、かたわら今後の年間の需要が千名をはるかにこすのではなからうかといふ明らかな推定があつたわけでございます。この明らかな推定から、三年制度で暫定的に工業教員養成所を設けるといふ仕組みをしたわけでございます。したがつて、最初の入学生は募集の時期等がおくれたといふ関係から数が少のうございすけれども、三年を経ました後、約八割の者が直接工業の教員になり、第二回の卒業生もほぼ同じような実績を示したわけでございます。先ほど申し上げたような数字が第三回目の卒業生と相なるわけでございます。かたわら、自今工業科の専門教官の需要はどういう傾向をたどるかといふ推測でございますけれども、これは当初の計画に達しないといふような推定がこの時点ではできるわけでございます。現在工業の専門教官が一萬三千名ばかりおります。その減耗補充と若干の需要増といふものを、基本的にわれわれのほうの工業教員養成所の学生が充当さるべき数字といふものに見込むわけでございますけれども、そういう関係から申しますと、当初の計画を多少ダウンせざるを得ないといふような事態に立ち至つたことは事実でございます。こういうことから、現在工業教員養成所を設置しております九つの関係大学の所長ともいろいろ協議中でございます。すなわち、今後工業教員養成所をどのように考へていくべきかといふことについてでは検討を始めておるわけでございます。自体、この養成所は当初七年ないし十年の間においてその存立について次の手段を講ぜざるを得ないであらうといふ見通しに立つておつたような関係もございまして、まずその短いほうの期間で議論せざるを得なくなつたといふような実態にあるわけでございます。

○川崎(寛)委員 当初そういう計画で入つたわけ

です。生徒たちもそういう気持ちで入つたわけですね。ところが、社会情勢の変化の中でこういう事態になつてきた。実際には教師への完全就職といふのが満たされないといふ事態になつてきた。やっぱりここで考へてもらいたいこと、考へなければならぬことは、これを制度的にまた変へる。あるいは前進をさせてもらわなければならぬわけですが、同時にもう一つ考へなければならぬことは、やはり完全な就職化といふものをはかつていかなければならぬわけでありす。そこで当然に問題になつてまいりますことは、先般本委員会でも可決されました高校定数法と関連をしましてゐるわけでありすけれども、高校定数法の改正によつて、学級当たりの生徒数の減あるいは教師の担当時間の減少、こういうふうなことで十分満たしなからなかつ工業高校の教育内容の充実と水準の向上、こういうことがなされてこそ前向きだと思つてゐます。その点大臣いかがですか。

○中村(梅)国務大臣 私もそういうふうに考へております。

○川崎(寛)委員 それであれば、当然に先般の高校定数法を今後抜本的に検討しなければならぬ、こういう初中局長の答弁もあつたわけでありすけれども、それらはそういうものを含めて検討されてしかるべきだ、こういうふうに要望いたしておきたいと思つてゐます。

そこで、現実に工業教員養成所の問題については四年制大学への昇格希望、こういうものが養成所側としても強いわけでありす。おそらくそういう要望が上がつてまいつておると思つてゐるわけですが、その四年制大学への昇格に対してどう措置をされようとしておるのではありませんか。

○杉江政府委員 御質問はその四年制の学部へ昇格ですか、編入のことをおっしゃつてゐるのですか。

○川崎(寛)委員 養成所自体を昇格させるということですが、

ておるわけでございます。各大学でもいろいろ検討しておられるわけでありす。しかしいまの養成所をそのまま昇格してくれといふ御要望はむしろ少ないのでございす。わずかのものがこれを昇格して教員養成の学部にしてもらいたい、こういうふうな御希望が出ております。むしろ多くは教員養成といふことでなく、ほかのものにこれを転化してもらいたい、あるいはほかの研究施設なりほかのものに、人と施設を転用したい、こういうふうな御希望のほうが多のうであります。

今後工業教員養成を恒久的にどうするかといふことについては、そういう個々の大学の養成所をどう措置するかといふことのほかに、最も基本的な問題だと思つてゐます。その点についても十分話し合ひを進めてきたのでありますが、基本的な構想としてはやはり四年制の学部において工業教員を養成する、こういうような基本的な態度で具体的な話し合ひを進めておるわけでありす。

○川崎(寛)委員 そうしますと、その現行制度のもとにおいても四年制大学への編入といふものを認めてほしい、こういう要望が強いわけでありすが、その点いかがですか。

○杉江政府委員 これは制度的にもその道を開いておりますので、何とかそういう具体的に編入ができるような方向で考へていききたい、かように思つておるわけでありす。

○川崎(寛)委員 それでは次に教員養成関係の問題についてお尋ねしたいと思つてゐます。

現在の教員の必要数、四十三年度における教員の必要数といふのは、小中高校別になりますとどうなつておりますか。

で申し上げることはいかかと思つて、ちゅうちょしておるわけでありませう。

○川崎(寛)委員 昨年の五月における小中学校の教員の不足数は何ほどですか。

○杉江政府委員 昨年五月の教員の不足数といふものについては、われわれ正確な数字を持ち合わせておりません。

○川崎(寛)委員 少しあれだと思つて、すういれものほりの法案をやつてくれればいいのだ、こういうことでは問題なんですからね。まあ小學生が現在三万あるいは中學生が六百四十七万、こつていわれておるんですね、昨年の基本統計によれば、そうしますと、その中から四十三年度までに小中合算して約四百四十六万減るだろう、こつていふふうになつておる。ところが一方では定数法の年々の改正もあるわけでありませう、そうすると昨年の五月でどれだけ教員が不足しておるか、そうするならば、今後教員養成制度といふものの拡充整備をやるのだ、そのための法案としてこの法案がかつておるわけですね。ところでそつちのほうはほつたらかしておいて、たゞいれものほうだけ何とかがして、これでは魂が入らぬと思つたのです。昨年の五月で小中学校の教員の不足は二千六百、こつていふふうにいわれておるのでありますが、これはあとでひとつ正確にお調べいただいで御連絡をお願いしたいと思います。

そうしますと、四十一年の、つまりこつし養成関係の大学なりあるいは一般大学なりに入つた入學生が教職員としてつくるのは四十四年になるわけですね。その場合の見通しはどうなんですか。

○安養寺説明員 御説明申し上げます。昨年の四月の六月一日現在の調査によりますと、大学、短大、大学院等新規に学校を出しました者で、小学校の教師に採用された者が五千八百六十名、中学校に採用されたものが五千八百八十名、高等学校に採用されたものが一万五千三百十名、かように、私どものほうの集計いたしました事務的な資料にあるわけでございます。これが本年度の新規の採用者であつたわけでございます。

ますが、この時点におきまして、多少教員の不足といふことがわれわれのほうに訴えられましたものは、大都市における小学校の先生の不足、こつていふような問題が部分的にございました。その数字につきましては、先ほど来申し上げておりますように、明確なる数字といふことは承知いたしておりますが、まず小学校の先生の不足といふことが一番われわれのほうとしては問題であるといふように認識しておるわけでございます。

なお、今後四十三年度までに至る間の教員の需給の傾向でございますが、一応いま申し上げましたような小学校の教師の充足といふものについて、これは相当ふつたを要するのじやないかと思つて、高等学校、中学校につきましては、進學事等は別といたしまして、教師の需要の絶対数といふものはダウンをする傾向にあるといふやうな、一応数学的には推計されるわけでございますので、新規卒業生によつて、いまほどの、そつち大幅な供給はしなくてもいいのじやないかといふやうに考えられるわけでございます。

国立の教員養成系の学部は各府県に一つずつ、いろいろ名称、形態は異にいたしますが、ございませう。その学部には小学校の教師になることを志望する者を入れるコース、中学校の各科の教師を志望する者を入れるコース、すコース、あるいは高等学校の特別の教科、たとえて申し上げますと、音楽、美術、体育、こつていふものでございませう、そつちつたものを志望します者をあらかじめ入れるコース、特殊教育の先生になる者を入れるコース等々がいろいろございませう。教員養成系の学部でございますので、一応当該地域のこれらの各学校の種別の教師の必要数を推計いたしまして入学定員を設定する、卒業させる、そして就職を考へるといふのが筋になつておるといふやうに心得ておるわけでございますが、四十三年度までの間にこつていふ、国立の教員養成系の学部から小学校の教師の必要数の大半は供給すべきではないかといふやうな考へ方で、入学定員を用意しておるわけでございます。と申し上げます。

も、現在、教員の免許はどこでもとれるという制度ではございませうけれども、小学校の教師の資格取得といふのは、まことにそのための用意がたいへんでございまして、一般の大学でこつていふことをおやりいただけないといふ事態がございませう。また国立の教員養成が、いままでの歴史的な経過からいたしまして、また大学という機構の内部そのものからいたしまして、こつていふ面にもつともその機能を發揮すべき目的と使命を持つておるわけでございますので、小学校の教員の必要数につきましては、国立の教員養成系の学部の卒業生によつてまかなふ必要があらう、またそつちならざるを得ないといふやうな関連があるわけでございます。

中学校の教員の関係になりますと、これは一般の大学から相当数の志望がございませう。そつち関係から、全国的になつておる、約六割から七割の間の供給を国立の教員養成系の学部で確保しよう、したがつて、その他の部分につきましては、一般の大学から教師を志望する人々によつて大いに充当していただく、こつていふやうな考へ方をとつておるわけでございます。そのやうな関連で、関係大学の入学定員をセツトしてあるわけでございます。高等学校につきましても、特殊教育の教員につきましても、考へ方はほつち中学校の場合に準じておる次第でございますが、一応そつち関係で、まず四十三年度までのそれぞれの地域における需給の計画のめどを立てようといふ考へ方でおるわけでございます。

ただ、小学校の教師につきましましては、先ほど当初に御説明いたしましたやうな事態が今後大都市周辺にも起こるのではないかとこつていふやうなことが推定されるわけでございます。したがつて、四十一年度概算要求には、東京周辺、名古屋、大阪、この六つの関係大学の小学校課程の入学定員を増募いたすといふ予算を政府としては用意をいたしまして、国立の大学の卒業生ではほつち相当部分を確保する、その他につきましては、一般大学から教師になる人を大いに勧誘するといふやうな手だてを講じまして、教師の必要数が十分確保できるやうに努力してまいりたい、かような考へ方でおるわけでございます。

○川崎(寛)委員 だいが先回りしたやうな答弁をされたので、それじや具体的に尋ねたいと思つたが、それならば、四十一年六月一日の小学校の五千八百六十といふ教員。国立の養成系の卒業生、それから公立の養成、それから私立、一般大学別に、四十一年六月一日の小・中学校別にひとつお願いしたいと思つたのです。

さらに、その三十年度における実績はどうなつておつたのか。三十年度の小学校の新規教員の分の中身はどうなつておるのか、伺いたい。

○安養寺説明員 四十一年の六月一日の大学等の新規卒業生で、小学校、中学校の教師になりました者の内訳でございますが、国立の教員養成系大学の卒業生で、小学校に参りました者が四千四百五十名、したがつて、その他は国立、公立、私立の一般大学、あるいは短期大学卒業生、若千の専攻科卒業生といふかこつていふやうな考へ方しております。中学校で、同じタイプで申し上げますと、国立の教員養成系大学の卒業生で就職しました者が二千八百名、したがつて、その他の約三千名は一般大学学部あるいは短期大学、もしくは専攻科の卒業生、かような考へ方になつておるわけでございます。

なお、いまお話を、三十年度の資料は、ちよつと持ち合わせがございませうので、詳細は別途調べて御提出いたします。

○川崎(寛)委員 安養寺課長の説明では、四十三年にはほとんど大半を国立の教員養成系の大学で育てよう、こつていふやうに御答弁になつておるのです。つまりこれは、三十年度ないしは三十五年度といふ場合のほうがつつと出てきますと、この変遷がきつめて明確につかまれてまいるわけ、教員を大学で養成する、こつていふことでまいりました。が、これまで進めてきた文部省の方針といふもののこつて次第に国立の教員養成系の大学といふものに集中されておる。つまり、一般大

学その他はだんだんしぼられて締め出されておる。こういう実態が、この十年間くらいにわたる経過を見ておそれるは出てまいらると思ふのです。そして、さらにそれが、いま安養寺理事長の答弁によれば、今後の四十三年度を見通してみても、小学校については大半の国立の教員養成系の大学で養成するのだ、こういうことが明確に出てまいらるわけでありまして、ここに非常に大きな問題も出てこよう、こういうふうな思ふわけですね。そこで、今回の法案として、学芸大学の教育大学への名称変更、あるいは学芸学部への名称変更、この二つが、こういうことが制度的に行なわれようといふわけであります。この問題につきましては、先般来高橋委員もいろいろと詳しく質問をされておるわけでありまして、その高橋委員に対する答弁として、大学局長は、本年度の予算で着手をしたのは、教育課程の基準をもとにして、教育の整備、学科目の整備をいまままでと比べればかなり大幅に実現することになった、こういうことになっておるわけでありまして、じゃ、具体的に予算措置で教育の整備、学科目の整備といふものが、昨年からのいたしますとどのように整備されたか、その内容を御説明願いたいと思ひます。

○杉江政府委員 四十一年度予算におきましては、新たな学生定員の増を伴わない学科目新設、学科目整備の教育定員の増が五十九名でありまして、その他いろいろな既設課程の増、たとえば理科教員養成課程とか看護教員養成課程等の増に伴うものが六十四名でございます。全部を合算して百二十三名の教員増をいたしております。これに対して、じゃいまままでの程度ふえてきたかといふことでありますが、これは三十九年度においてはわずかに十六名でございます。四十年においては、これはかなり、いわゆる既設課程と、それから付属施設の増等を相当やっております。それから、それでおおかつその教育定員の増は四十五名にとどまっております。それに比較いたしまして、いま申し上げましたように、これは百二十三名の教員増をしておるのであります。

て、これは約三倍を上回っているわけでありまして。しかも本年度のこのような教員増、いわゆる学生定員の増を伴わない教員増が約六十名に及んでいるところに最も大きな意味があるわけでありまして。これは新しい教育課程の基準をもとにいたしまして、各教員養成学部の教員の不足をこの数年間にわたって漸次整備する、こういう計画の第一年度でありまして、今後本年度以上の教員増を数年間続ける、こういう計画のもとに行なわれたものであります。そのことはこの長い間においてかつて行なわれていないことであります。以上のようなことであります。

○川崎(寛)委員 増のほうを言われましたが、それでは大学局からもらいましたこの概算要求重点事項の中の資料でお尋ねしたいと思ひますけれども、四ページ、学科目の整備で助教授四十二名、講師三十七名の減が行なわれているわけでありまして、これを各大学別に、それから教科別にお答え願いたいと思ひます。

○安養寺説明員 お答えいたします。各関係学部とも学科目を新設いたしますとか、あるいは学科目のすでにありますが、その不完全を整備するといふような、学科目の整備といふことをいたしまして、学部の充実をはかつて、教育の組織の合理化をはかつていくわけでありまして、いまお話しした教員の減のあった部分であります。これは現在ある学科目に教授でなくて助教授が二人おるといふような際に、教授のポストを一つ減らす、そのかわり助教授のポストを一つ減らすといふような形で整備をするといふような部分のものが大半でございます。したがって、教授八十五の定数減、助教授四十二の定数減、講師三十七の定数減、差し引き教授の定数を六増をするといふような内容になっておるわけでありまして。

○川崎(寛)委員 私がお尋ねしているのはそのトータルではないのであります。トータルは足したり引いたりすれば出てくる。そういうことはお尋ねしておりません。問題は具体的に、この助教授四十二人、講師三十七人の減というのは、各

大学別に何科の助教授が、あるいは講師が減になったのか。

○安養寺説明員 たいへんボリュームが多くなりますので逐一申し上げるのもいかがかと思ひますから、簡単に例示して申し上げますと、北海道学芸大学から始まるわけでありまして、歴史学の助教授を教授に振りかえる、体育実技の講師を教授に振りかえる、弘前大学の地学の講師を教授に振りかえる、こういうぐあいに昇格をいたしまして、定数をよくして教育の組織の充実をはかろう、これに伴いまして、教官のいわゆる研究費、教官当たりの校費の積算の増をはかつていく、こういうような意図に出ておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、これはいま安養寺理事長の御答弁はたいへんいいところを言っておられる。それを具体的にどこどの何科の、たとえばドイツ語ならドイツ語のどこを減らせ、こういうようなことで実質各大学を名ざして減らしておると思ふのです。それはありませんか。

○杉江政府委員 この教育の整備、学科目の充実については、教育課程の基準をもとにいたしまして、これを各大学でどういふふうな今後整備するかというところを御相談申し上げたわけですね。これは基準はあくまで基準でございます。各大学にはそれぞれの特殊事情がある。それはいろいろお話し合いをして、それじゃこの教官はどうしてもバランスの上からいって多い、しかし現実には人のおおる以上、首切のわけにいかぬ、そうしたら、退職する年月もわかつておられますから、そのときにこういうふうな振りかえよう、その経過措置としてはこういうふうな措置をする、そういうふうにしていろいろ具体的に御相談しながら詰めたわけなんです。私どものほうで一方的にこれをこうせいといふようなことは言っておりません。これはあくまでもお話し合いで進めていく。これは決して逃げ口上ではございません。本年度の基本的な方針として、あくまでも各大学で詰めるという方針で作業を進めておるわけなんです。この一年前におきましては、その点私どもやや性急な扱

いをいたしました。こういう基準に対してここはあなたのほうは誤っておるから減らしたらどうですかといふようなことを一年前はいたしましたけれども、それはやはりいろいろな障害が起り、そのやり方についても私も反省すべき点がある、こういうふうな考えをしまして、実はこの教員整備は一年前にやりたかったわけですが、そういうふうないろいろな実施上の困難もあったので、一年待ちまして、その上ではっきり基準もでき上がり、そしてその基本方針に基づいて学部長さんにしぼりお集まりいただきまして御協議申し上げ、その基本方針について御了承をいただき、今度はその基本方針をもとにして、個々の大学について学長、学部長、局長などにお集まりいただき御相談申し上げた結果、予算上措置しておりますような実施案をつくったわけでございます。

○川崎(寛)委員 私が申し上げたいのは、そういうことで去年はたいへん性急なことをやった、こう言つて告白をされておるわけですね。このことは、教官組織の整備といふことの中でそうした大学の自治なりあるいは人事権への介入なりといふものが学科目の整備であるとかあるいは教官組織の整備であるとか、そういう大目的を掲げながら、実質そういうことへの介入といふものが予算を通して出てきているわけなんです。だからその点については絶対にやつてない、あるいは今後ともそのことはやらないという方針を明確にお述べいただきたいと思ひます。

○杉江政府委員 先ほど申し上げましたような各大学との話し合いによつて進めていく、まともなところで予算化していく、こういう基本方針で今後とも進めたいと考えております。

○八田委員 次会は、来たる三月二十五日金曜日午前十時より理事会、午前十三時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十五分散会